

食用植物油脂の格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行う食用植物油脂の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式については図1とする。



図1-格付の表示の様式

- a) 格付の表示を1かん又は1個ごとに付する場合の外円の直径は、20 mm（200 g 入り以下の容器にあっては、15 mm）以上としなければならない。
- b) 内円の外径は、外円の直径の3/4 としなければならない。
- c) 内円の縁の幅は、内円の外径の1/20 としなければならない。
- d) JAS の文字の高さは、内円の外径の3/10 としなければならない。
- e) 等級欄には、“精製サフラワー油”，“サフラワーサラダ油”，“精製ぶどう油”，“ぶどうサラダ油”，“精製大豆油”，“大豆サラダ油”，“精製ひまわり油”，“ひまわりサラダ油”，“食用小麦はい芽油”，“精製ニガール油”，“精製とうもろこし油”，“とうもろこしサラダ油”，“綿実油”，“精製綿実油”，“綿実サラダ油”，“食用綿実ステアリン”，“ごま油”，“精製ごま油”，“ごまサラダ油”，“なたね油”，“精製なたね油”，“なたねサラダ油”，“こめ油”，“精製こめ油”，“こめサラダ油”，“精製カポック油”，“落花生油”，“精製落花生油”，“落花生サラダ油”，“オリーブ油”，“精製オリーブ油”，“精製パーム油”，“食用パームオレイン”，“食用パームステアリン”，“精製パーム核油”，“精製やし油”，“調合油”，“精製調合油”，“調合サラダ

油”又は“香味食用油”と記載しなければならない。

- f) 認証機関名は、略称を記載することができる。

3 格付の表示の方法

表示の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a) 1かん若しくは1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付さなければならない。
- b) 格付の表示の様式に近接して、格付に係る日本農林規格の内容を示す文字、絵その他の事項を表示することができる。この場合において、一般消費者に対し、格付に係る日本農林規格の内容を誤認させるような事項を表示してはならない。

制定等の履歴

制定 昭和47年3月9日農林省告示第310号
改正 平成17年12月27日農林水産省告示第1999号
改正 平成30年3月29日農林水産省告示第686号
最終改正 平成30年12月28日農林水産省告示第2816号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 平成30年12月28日農林水産省告示第2816号
公布の日から施行する。